

（その他の灯火等の制限）

第四十二条 自動車には、第三十二条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

（その他の灯火等の制限）

第62条 保安基準第42条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。

2 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2.5m 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。

一 側方灯

一の二 尾灯

一の三 後部霧灯

一の四 駐車灯

一の五 後部上側端灯

二 制動灯

二の二 補助制動灯

三 方向指示器

四 補助方向指示器

四の二 非常点滅表示灯

四の三 緊急制動表示灯

四の四 後面衝突警告表示灯

五 緊急自動車の警光灯

六 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火

七 旅客自動車運送事業用自動車の地上 2.5m を超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火（第1号の5に掲げる灯火を除く。）

八 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車（一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の終車灯

九 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯

十 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯

十一 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないものその他の走行中に使用しない灯火

十二 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える過負荷防止装置と連動する灯火

十三 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一 番号灯

二 後退灯

三 室内照明灯

四 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯

五 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯

六 その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ 運転者席で点灯できない灯火

ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

七 自動車の側面に備える白色のコーチランプであって、次の4つの平面により囲まれる範囲にあるすべての方向のうち車両最後端部を含み車両中心線に直角な鉛直面上に到達する方向に係る光度が0.3cd未満のもの

イ 上下方向について、当該灯火の照明部の最上端の後端部を含みかつ車両の後方に向かって水平面から上方に 10° の角度を有する面と同照明部の最下端の後端部を含みかつ車両の後方に向かって水平面から下方に 5° の角度を有する面の間の範囲

ロ 左右方向について、当該灯火の照明部の最外端の後端部を含みかつ車両中心面に平行な面から車両外側に 20° の角度を有する鉛直面と同照明部の最内端の後端部を含みかつ車両中心面に平行な面の間の範囲指定

4 自動車（一般乗合旅客自動車運送事業用自動車を除く。）の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。

5 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が増減することにより視感度が増減する灯火を含む。）を備えてはならない。

一 曲線道路用配光可変型前照灯（自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができる前照灯をいう。以下同じ。）

二 配光可変型前照灯

三 側方灯

四 方向指示器

五 補助方向指示器

六 非常点滅表示灯

七 緊急制動表示灯

七の二 後面衝突警告表示灯

八 緊急自動車の警光灯

九 道路維持作業用自動車の灯火

十 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯

十一 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の行先等を連続表示する電光表示器

十二 非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。）

十三 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える過負荷防止装置と連動する灯火

十四 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火

十五 灯火の視認性に影響のない範囲内において、自動的に灯火の光度を変化させる機能を有する尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器（以下「可変光度制御機能を有する灯火」という。）

十六 霧等により視界が制限される状況に応じて、自動的に灯火の光度を変化させることができる機能を有する前部霧灯（以下「光度可変型前部霧灯」という。）

十七 路線を定めて定期的に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用

旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

十八 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器

7 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の5までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一 制動灯

二 補助制動灯

三 後退灯

四 方向指示器

五 補助方向指示器

六 緊急制動表示灯

七 後面衝突警告表示灯

八 速度表示装置の速度表示灯

8 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。ただし、自動車の前部に備える赤色反射物（以下単に「反射物」という。）であって、次の方法により測定した反射性能がいずれも $0.02\text{cd} / 10.76\text{lx}$ 以下であるものにあつては、この限りでない。

一 JISZ8701 の規定による標準の光 A を使用した投光器（投光面の直径約 50mm）を用い、入斜角が反射物の中心軸の上側及び下側にそれぞれ 10° 並びに右側及び左側にそれぞれ 20° の場合において観測角 0.2° で反射光を測定する。

二 この場合において、観測角とは、反射物の中心と投光器の中心を結ぶ直線が観測点と反射物中心を結ぶ直線となす角度を、また、入斜角とは、反射物の中心軸が反射物の中心と投光器の中心を結ぶ直線となす角度をいう。

9 自動車には、保安基準第32条から第41条の5までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない。

10 自動車に備える灯火の直射光又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。

11 第2項第1号の2から第2号の2まで及び第7号に掲げる灯火（同項第1号の4に掲げる灯火にあつては自動車の後面に備えるものに限る。）は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。

12 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、後部霧灯（第6項第15号に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、緊急自動車及び道

路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。

- 13 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火は、他の灯火と兼用のものであってはならない。

（その他の灯火等の制限）

第140条 保安基準第42条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。

2 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2.5m 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。

一 側方灯

一の二 尾灯

一の三 後部霧灯

一の四 駐車灯

一の五 後部上側端灯

二 制動灯

二の二 補助制動灯

三 方向指示器

四 補助方向指示器

四の二 非常点滅表示灯

四の三 緊急制動表示灯

四の四 後面衝突警告表示灯

五 緊急自動車の警光灯

六 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火

七 旅客自動車運送事業用自動車の地上 2.5m を超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火（第1号の5に掲げる灯火を除く。）

八 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の終車灯

九 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯

十 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯

十一 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないものその他の走行中に使用しない灯火

十二 労働安全衛生法施行令第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える過負荷防止装置と連動する灯火

十三 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

一 番号灯

二 後退灯

三 室内照明灯

四 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯

五 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯

六 その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ 運転者席で点灯できない灯火

ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

- 4 自動車（一般乗合旅客自動車運送事業用自動車を除く。）の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。
- 5 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。
- 6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が増減することにより視感度が増減する灯火を含む。）を備えてはならない。
 - 一 曲線道路用配光可変型前照灯
 - 二 配光可変型前照灯
 - 三 側方灯
 - 四 方向指示器
 - 五 補助方向指示器
 - 六 非常点滅表示灯
 - 七 緊急制動表示灯
 - 七の二 後面衝突警告表示灯
 - 八 緊急自動車の警光灯
 - 九 道路維持作業用自動車の灯火
 - 十 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯
 - 十一 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の行先等を連続表示する電光表示器
 - 十二 非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。）
 - 十三 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンに備える過負荷防止装置と連動する灯火
 - 十四 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火
 - 十五 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた可変光度制御機能を有する灯火及び光度可変型前部霧灯
 - 十六 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた灯火又はこれに準ずる性能を有する可変光度制御機能を有する灯火及び光度可変型前部霧灯
 - 十七 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器
 - 十八 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器
- 7 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。
 - 一 制動灯
 - 二 補助制動灯

- 三 後退灯
 - 四 方向指示器
 - 五 補助方向指示器
 - 六 緊急制動表示灯
 - 七 後面衝突警告表示灯
 - 八 速度表示装置の速度表示灯
- 8 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、この基準に適合するものとする。
- 9 自動車に備える灯火の直射光又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。
- 10 自動車には、保安基準第32条から第41条の5までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない。
- 11 第2項第1号の2から第2号の2まで及び第7号に掲げる灯火（同項第1号の4に掲げる灯火にあつては自動車の後面に備えるものに限る。）は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。
- 12 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、後部霧灯（第6項第15号又は同項第16号に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。
- 13 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火は、他の灯火と兼用のものであってはならない。

（その他の灯火等の制限）

第218条 保安基準第42条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。

2 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2.5m 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。

一 側方灯

一の二 尾灯

一の三 後部霧灯

一の四 駐車灯

一の五 後部上側端灯

二 制動灯

二の二 補助制動灯

三 方向指示器

四 補助方向指示器

四の二 非常点滅表示灯

四の三 緊急制動表示灯

四の四 後面衝突警告表示灯

五 緊急自動車の警光灯

六 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火

七 旅客自動車運送事業用自動車の地上 2.5m を超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火（第1号の5に掲げる灯火を除く。）

八 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の終車灯

九 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯

十 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯

十一 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないものその他の走行中に使用しない灯火

十二 労働安全衛生法施行令第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える過負荷防止装置と連動する灯火

十三 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

一 番号灯

二 後退灯

三 室内照明灯

四 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯

五 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯

六 その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ 運転者席で点灯できない灯火

ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

- 4 自動車（一般乗合旅客自動車運送事業用自動車を除く。）の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。
- 5 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。
- 6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が増減することにより視感度が増減する灯火を含む。）を備えてはならない。
 - 一 曲線道路用配光可変型前照灯
 - 二 配光可変型前照灯
 - 三 側方灯
 - 四 方向指示器
 - 五 補助方向指示器
 - 六 非常点滅表示灯
 - 七 緊急制動表示灯
 - 七の二 後面衝突警告表示灯
 - 八 緊急自動車の警光灯
 - 九 道路維持作業用自動車の灯火
 - 十 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯
 - 十一 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の行先等を連続表示する電光表示器
 - 十二 非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。）
 - 十三 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンに備える過負荷防止装置と連動する灯火
 - 十四 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火
 - 十五 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた可変光度制御機能を有する灯火及び光度可変型前部霧灯
 - 十六 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた灯火又はこれに準ずる性能を有する可変光度制御機能を有する灯火及び光度可変型前部霧灯
 - 十七 路線を定めて定期的に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器
 - 十八 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器
- 7 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。
 - 一 制動灯
 - 二 補助制動灯

- 三 後退灯
 - 四 方向指示器
 - 五 補助方向指示器
 - 六 緊急制動表示灯
 - 七 後面衝突警告表示灯
 - 八 速度表示装置の速度表示灯
- 8 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、この基準に適合するものとする。
- 9 自動車には、保安基準第32条から第41条の5までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない。
- 10 自動車に備える灯火の直射光又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。
- 11 第2項第1号の2から第2号の2まで及び第7号に掲げる灯火（同項第1号の4に掲げる灯火にあつては自動車の後面に備えるものに限る。）は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。
- 12 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、後部霧灯（第6項第15号又は同項第16号に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。
- 13 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火は、他の灯火と兼用のものであってはならない。